第234回統計委員会　議事録

１　日　時　令和８年10月19日（月）　13:00～14:56

２　場　所　総務省第二庁舎７階大会議室及びWeb会議

３　出席者

【委　　員】

津谷 典子、西郷 浩、 會田 雅人、後藤 玲子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、
長谷川 秀司、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和、小西 葉子、清水 千弘、松下 東子、牧野 好洋

【幹事等】

総務省政策統括官、総務省統計局長、総務省統計調査部長
内閣府大臣官房政策立案総括審議官、農林水産省大臣官房統計部長
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長
政策統括官（統計制度担当）：山村審議官、植松統計企画管理官

４　議　事

(1) 諮問第208号の答申「社会教育調査の変更について」
(2) 諮問第214号「労働力調査の変更について」
(3) 諮問第215号「就業構造基本調査の変更について」
(4) 諮問第216号「作物統計調査の変更について」
(5) 部会の審議状況について
(6) 各府省の統計調査における令和８年熊本地震による災害への対応状況について
(7) 令和７年国勢調査結果の集計・公表について

５　議事録

○津谷委員長　それでは、定刻となりましたので、ただ今から第234回統計委員会を開催いたします。本日は、久我委員、富田委員、二村委員が御欠席です。また、白塚委員が所用のため、途中で退席されると伺っております。会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

○谷本総務省統計委員会担当室長　本日も事務局にてウェブ画面上に資料を投影させていただきます。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者などにおかれましては、

御発言の際には必ず資料名、それから、ページ番号を冒頭にお示しいただきますようお願いいたします。

また、御質問される方、御回答される方双方におかれましても、御発言の際には冒頭御自身のお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○津谷委員長　それでは、議事に入ります。

諮問第208号「社会教育調査の変更」の答申案について、人口・社会統計部会の佐藤部会長から御説明をお願いいたします。

○佐藤委員　ありがとうございます。佐藤です。社会教育調査の変更に関する答申案について御報告いたします。

本件につきましては、８月の統計委員会で諮問されました後、２回にわたる部会審議を経て、本日お示ししている答申案を取りまとめました。前回の委員会においても、各項目について審議の方向性は御説明しておりまして、それに沿った答申案の形にまとめたものですので、本日はポイントを簡単に御報告いたします。

それでは、資料１を御覧ください。まず、「１　承認の適否」ですが、全体的な結論として、今回の変更については承認して差し支えないと整理いたしました。ただし、一部の事項につきましては、「２　理由等」において、計画の修正が必要であることを指摘しております。

次に、それぞれの変更事項について御説明いたします。初めに、１ページの２、「（１）報告義務者等の変更」についてです。こちらは、ａに記載のとおり、報告義務者等に係る記載において、地方独立行政法人が設置する博物館が対象に含まれることを明記するというものです。詳細につきましては、図表１を御覧ください。

これにつきましては、２ページの枠囲みの下ですが、ｃに記載いたしましたとおり、博物館法の改正を踏まえ、調査計画を正確に漏れなく記載しようとするものであることから、適当と整理いたしました。

続きまして、「（２）調査事項の変更」です。こちらは全部で７つ項目がありますので、順に御説明します。

最初に、「ア　首長部局における社会教育関係の職員数に係る設問の追加」です。こちらはａとｂに記載いたしましたとおり、当初、首長部局における社会教育関係職員数を把握するための調査事項の新設のみが計画されておりました。しかしながら、部会での審議の過程におきまして、ｃに記載のとおり、文部科学省から既存の教育委員会の部分についても、併せて変更したいとの追加の提示がございました。追加変更案については、別紙として資料を添付しておりますので、御参照くださいませ。

このため、部会においては、追加変更案に基づき審議を行いまして、その結果、２ページから３ページにかけてのｄで記載しましたとおり、諮問の際に示された申請内容について、追加変更案のとおり変更することを条件とした上で、適当と整理いたしました。

続きまして、３ページ、「イ　社会教育委員数等の内訳として、「社会教育士」の称号を有する者の数を追加」についてです。こちらはａに記載しましたとおり、社会教育委員数等の内訳として、社会教育士の称号を有する者を把握する計画です。詳細は、図表２を御

覧ください。こちらにつきましては、ｂのとおり、適当と整理いたしました。

続きまして、「ウ　アクセシブルな図書等に係る設問を追加」についてです。こちらは、３ページから４ページにかけてのａ及びｂに記載のとおり、図書館におけるアクセシブルな図書の整備状況等を把握するため、調査事項を追加するものです。こちらにつきましては、４ページ、ｃに記載のとおり適当と整理いたしました。

続きまして、「エ　施設の団体利用の内訳に「障害者団体」の欄を追加」についてです。こちらはａに記載のとおり、公民館及び青少年教育施設における団体の利用状況において、障害者団体の区分を新たに設ける計画でございます。こちらについてはｂに記載のとおり、おおむね適当と整理しております。

その上で、ｃに記載のとおり、部会での審議過程において、団体ごとの定義が分かりにくいとの御意見がありましたことから、文部科学省において記入の手引き等で丁寧に説明することが望まれること、また、利用上の注意等でも、定義等を明記することが望まれることを付言しております。

続きまして、「オ　各施設における「受動喫煙防止のための対策の方法」に係る設問を削除」についてです。こちらは、４ページから５ページにかけてのａ及びｂに記載のとおり、多くの社会教育施設において、受動喫煙防止対策が定着している状況にありますので、設問を削除する計画です。こちらについてはｃに記載のとおり、削除は適当と整理いたしました。

続きまして、「カ　各施設における「ボランティア登録数」について男女別把握から総数把握に変更」についてです。こちらはａ及びｂに記載のとおり、ボランティア登録者数について、性別を把握している施設が限られていること等を踏まえ、報告者の負担が大きいことや、統計精度面での懸念があること等の説明がありました。

これにつきましては、５ページから６ページのｃの記載のとおり、ボランティア登録者数の把握を男女別把握から総数把握に変更することはやむを得ないと整理いたしました。ただし、「公的統計の整備に関する基本的な計画」においても、男女別統計の整備が重要とされていることを踏まえまして、今後、男女別把握の更なる見直しを行う場合には、慎重に検討すべきであることを付言しております。

続きまして、「キ　各施設における「学級・講座」に係る「対象別」欄の削除」についてです。

こちらはａに記載のとおり、社会教育施設における学級や講座の実施件数の内容として、対象別の把握もしてきたところ、ｂに記載しましたとおり、必要性が低下しているため、当該項目を削除する計画です。これについては、ｃに記載のとおり、削除は適当と整理しております。

続きまして、６ページ、「（３）報告者数の変更や調査方法等に係る記載の適正化」についてです。こちらは６ページから７ページにかけて、図表４としてまとめておりますとおり、報告者数の更新等について変更を行うものです。これらにつきましては、ｂに記載のとおり、いずれも適当と整理いたしました。

社会教育調査の答申案について、私からの説明は以上です。

○津谷委員長　佐藤部会長、ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明について、何か御質問や御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私から取りまとめたいと思います。

御報告にあったとおり、一部の事項については修正を要するものの、今回の変更申請について、承認して差し支えないという結論が出されたとのことです。

なお、答申案では、報告者や統計利用者に対して、調査内容を丁寧かつ明確に説明することが望まれること、公的統計基本計画の趣旨を踏まえ、男女別統計の見直しについては、今後も慎重に検討すべきであることが付言されております。

文部科学省におかれましては、統計委員会からのこれらの御指摘を踏まえ、本調査の円滑な実施に向けて、適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

「社会教育調査の変更について」の本委員会の答申は、資料１の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○津谷委員長　ありがとうございます。佐藤部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属されている委員の皆様、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

諮問第214号「労働力調査の変更」について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（人口・社会・農林水産統計担当）

総務省政策統括官室統計審査官の川原と申します。それでは、資料２－１、２－２に基づきまして、令和８年９月28日付で総務大臣から申請がございました労働力調査の変更について御説明させていただきたいと思います。

資料２－１を御覧いただければと思います。

１枚おめくりいただきまして、スライド１ですが、労働力調査の概要を整理したものとなります。労働力調査は、毎月末日現在を調査期日とする月次調査であり、調査は基礎調査票と特定調査票の２種類の調査票で実施されております。基礎調査票につきましては、１年目の連続する２か月と２年目の同じ２か月の計４回報告をいただくこととなっておりまして、特定調査票については、２年目の２か月目のみ報告いただくこととなっております。報告者数は基礎調査票が、全国の約４万世帯及び世帯員が約11万人。特定調査票が今申し上げたようなことで調査回数が少し減りますので、報告者数は全国の約１万世帯、15歳以上の世帯が約２万5,000人となっております。

調査事項につきましてですが、基礎調査票において、就業・不就業の基本的な事項を把握しておりまして、それに加えて特定調査票において、より詳細な事項を把握する設計となっております。

また、結果ですが、基本集計が月別、四半期平均、年平均の別に、詳細集計が、四半期平均、年平均の別に公表されております。

次のスライドを御覧いただければと思います。次のスライドは調査結果の利活用状況をまとめたものとなります。本調査の結果ですが、一番上に記載のとおり、「月例経済報告」における雇用面の景気分析指標として、利用されております。

また、加工統計の利用として、国民経済計算における雇用者報酬の推計や国際比較のための利用ということで、幅広く利用されているものとなっております。

次のスライドを御覧いただければと思います。スライド３ですが、今回の主な変更事項をまとめております。変更点は大きく３点あり、１点目が特定調査票における調査事項の変更、２点目が集計事項の見直し、３点目が使用する統計基準等の変更です。詳細は後ろのスライドで順次、御説明をさせていただきます。

次のスライドを御覧ください。未活用労働について説明したスライドとなります。未活用労働につきましては、働ける能力があるにもかかわらず十分な仕事に就けていない労働力の状態を、現に失業している者以外の者も含めて幅広く捉える概念ということです。

本調査におきましては、追加就労希望就業者、失業者、潜在労働力人口の３つの就業状態区分を設定し、指標を公表しております。細かい定義につきましては、下の枠囲みのところに図が書いておりますので、御参照いただければと考えております。

次のスライドを御覧ください。次のスライド以降が、主な変更事項をまとめたものです。

まず、１点目ですが、特定調査票における調査事項の変更です。変更内容は大きく２点あり、１が「転職希望」と「追加就業希望」に関する調査事項の分割、下の方の２がスライド４で申し上げたとおり、「未活用労働」の算出のうち、「追加就労希望就業者」に係る調査事項の見直しを行うものです。このうち、転職希望と追加就業希望に関する調査事項の分割につきましては、前回調査においては、両者をまとめて一つの調査事項として把握していたところ、就業異動をより的確に把握するため、今回、真ん中の図にありますとおり、２つに分割して調査事項を把握するということを計画しているものです。

また、下の方の追加就労希望就業者に係る把握の方法の見直しですが、先ほど申し上げました追加就労希望就業者の要件のうち、就業時間の追加ができるものという要件があります。こちらをより明確に把握できるよう、今回、設問文を見直すことを計画しております。

次のスライドを御覧ください。次のスライドは集計事項の見直しです。こちらは現行の調査計画では、月別等の基本集計項目として、資料の下の方に記載のとおり、失業者を集計することとしておりますが、米印として記載のとおり、前年同月比較及び季節調整値による前月比較が可能となるまで、完全失業者について公表する旨、記載しております。今般データが蓄積されたことを踏まえまして、米印にあります注釈を削除した上で、失業者と完全失業者の両方を公表するよう、調査計画を変更するものです。

次のスライドを御覧ください。次のスライドですが、使用する統計基準等の変更についてです。基幹統計調査の調査計画におきましては、使用する統計基準等として、統計基準の使用状況について記載をいただいております。本調査におきましては、季節調整法の適用に当たっての統計基準の使用状況について記載をいただいておりますが、その中で、Ｘ－12－ＡＲＩＭＡにより季節調整を行う旨の記載があります。

資料に記載しておりますとおり、米国センサス局において既にＸ－12－ＡＲＩＭＡの提供が終了していることなどを踏まえまして、今後、本調査においてもＸ－13ＡＲＩＭＡ－ＳＥＡＴＳという後継のプログラムに変更して、季節調整を行う旨計画しております。資料ではプログラムの更新の経緯や、季節調整の手法、結果への影響などについて整理しております。

また、一番下の米印ですが、令和８年８月の評価分科会で、季節調整におけるプログラムの適用について、御審議いただいているところであり、その中でサポートが終了したプログラムからの早期切替の必要性等の考え方が整理されているものと承知しております。

今回の変更につきましては、これらの審議結果を踏まえたものと、事務局としては認識しております。

最後にスライド８です。前回答申時、令和４年１月ですが、今後の課題への対応状況をまとめたものとなります。今後の課題といたしましては、標本設計の見直しに係る要否について定期的に検討することとの課題をいただいているところです。

こちらにつきましては、先般、令和７年国勢調査の結果が公表されましたことから、その結果を踏まえて、検討を進める予定と伺っておりますが、部会では、その後の状況を御報告いただく予定としております。

諮問の概要に関する説明は以上です。御審議のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○津谷委員長　ありがとうございました。

本件は、人口・社会統計部会に付託し、詳細については、同部会で御審議いただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明について、御意見や御質問はございませんでしょうか。西郷委員、どうぞ。

○西郷委員　西郷です。非常に細かいことですが、ワーディングに関することなので、質問させていただきます。資料の２－１の５ページ目になります。今回、調査票の中で変更される部分というのが、２か所あると書いてあって、その上の方ですが、変更前のところでは「転職などを希望して」と書いてあって、変更後の方は「など」が取れて「転職を希望していますか」というように「など」が外れております。ですから、字義的に言うと前回は、これまでは転職以外のものも含められていましたが、今回は転職以外のものは含めずに、転職のみについて聞いております。「など」で何が入っていたのかということが、疑問に思われないわけではありませんが、とはいえ、調査票の中の文言の修正ということにもなりますので、この「など」が入っているか入ってないか、それを除くことの判断の基準というのがあったら教えていただきたいというのが質問です。

○津谷委員長　ありがとうございました。総務省、何かこの御質問に対するお答えがございましたら、お願いいたします。または、政策統括官室がお答えになっても、どちらでも結構です。お願いいたします。

○小川総務省統計局労働力人口統計室長　総務省統計局労働力人口統計室長の小川です。ありがとうございます。今いただいた御質問ですけども、「など」に入っていたものが正に、

今、分離しようとしている追加就業の方を把握するというところであり、もともとＡ５の「など」のところに、Ａ６に当たるものが入っているということで、記入の仕方ですとかそういったところで対応しておりましたが、今回そこを明示的に分けまして、把握するということで考えております。

○津谷委員長　ありがとうございました。西郷委員、いかがでございますか。

○西郷委員　分かりました。どうもありがとうございます。

○津谷委員長　ありがとうございました。そのほか、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。

労働力調査は、我が国の就業・不就業の状態を動態統計として明らかにし、雇用情勢の判断や国民経済計算、また国際比較などに幅広く利活用されている大変重要な基幹統計調査です。

今回の変更では、就業希望の実態や未活用労働を適切に把握するための調査事項の見直し、そしてＩＬＯ基準による「失業者数」に係る集計事項の充実などが予定されているとのことです。人口・社会統計部会の委員の皆様におかれましては、結果の利活用への影響の観点から、御審議をいただければと思います。

佐藤部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属されている委員の皆様、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員　確かに承りました。

○津谷委員長　それでは、次の議事に入りたいと思います。

諮問第215号「就業構造基本調査の変更」について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（人口・社会・農林水産統計担当）　引き続きでございますが、総務省政策統括官室の川原の方から御説明をさせていただきます。それでは、令和８年９月25日付で、総務大臣から申請がありました就業構造基本調査の変更について内容を御説明します。

資料の構成ですが、資料３－１が諮問の概要、資料３－２が諮問文と申請書類となります。資料３－１を用いて概要を御説明させていただきます。

１枚おめくりいただきまして、スライド１です。就業構造基本調査の概要をまとめております。就業構造基本調査は国民の就業・不就業の実態を明らかにし、就業構造に関する基礎資料を得ることを目的に、５年周期で調査を実施しております。前回調査は令和４年に実施をしておりまして、次回は令和９年に実施の予定です。

報告者数ですが、全国の約54万世帯及び15歳以上の世帯員約108万人を対象に調査を実施しております。

調査事項は、有業者・無業者の別に就業状況や雇用契約、就業希望の有無など、詳細な調査事項を設定して、実態を把握しております。

スライド１枚おめくりいただきまして、２ページを御覧いただければと思います。調査結果の利活用状況をまとめております。まず、行政施策上の利用といたしまして、男女共

同参画基本計画における成果指標の設定など、行政施策を検討する上での基礎資料としての利用に加えまして、国民経済計算における雇用者数の推計のための副業の状況の把握や、地方公共団体での利用等で広く活用されております。

次のスライドを御覧ください。スライド３ページが今回の主な変更内容です。今回ですが、報告者の選定方法の変更、調査事項の変更、調査票様式の変更の３点の変更を計画しております。詳細は次以降のスライドで御説明をいたします。

次のスライドを御覧ください。スライド４が主な変更事項の１点目、報告者の選定方法の変更です。まず、上の枠囲みのところですが、前回調査においては約54万世帯、約108万人を対象に調査を実施しております。

今回１世帯当たりの人員が減少していることなどを踏まえまして、報告者数である約108万人を維持するため、世帯数を約58万世帯に増加させることを計画しております。もう１点が調査区数及び１調査区当たりの報告者の抽出数の見直しです。前回調査においては、全国の約３万4,000調査区を抽出し、各調査区から15住戸を抽出するという形で報告者を選定しておりました。

今回ですが、調査区の抽出数は約３万2,000調査区に減らした上で、第２次抽出における各調査区からの抽出数を、15住戸から17世帯に変更することを計画しております。

下の方に少し小さい字で書いておりますが、本調査はこれまでは空き家を含む「住戸」を抽出単位としております。今回、実査の効率的な実施の観点などから、これを「世帯」に見直すこととしたいと伺っております。

また、その下の「また」以降ですが、外国人の居住する世帯が一定数以上の調査区については、その当該調査区については、全世帯を対象として選定するというよう調査計画を変更することを計画しております。

なお、一定数以上についてですが、外国人の居住する世帯が10以上の調査区については、当該世帯を含む全世帯に調査を行うということです。なお、この10以上という数字ですが、令和２年国勢調査の結果からシミュレートしたものと伺っております。米印に記載のとおり、令和７年国勢調査の結果等に基づき、再計算することが予定されております。

次のスライドを御覧ください。次のスライドですが、調査事項の変更についてです。調査事項の新設と削除がありますので、それぞれ御説明いたします。まず、調査事項の新設ですが、外国人労働者数の増加を踏まえ、詳細な分析に資するため、「国籍」を新たに把握するもの、もう一つが、国民経済計算の雇用者報酬及び雇用者数の推計に当たって、副業に関する推計精度を向上させるため、現行の調査票上ではＡ14で副業の実績を把握しているところ、それに加えて「副業として雇われている事業所の数」というのを新たに追加で把握することを計画しているということです。

また、調査事項の削除ですが、こちらは、雇用契約の更新の有無・回数を削除したいというものです。現在の調査事項は、Ａ１の３のところで、雇用契約期間の定めの有無・１回当たりの雇用契約期間を調査しております。それに加えまして、定めがあると回答がなされたところについて、この仕事で雇用契約を更新したことがあるかということで、ある、なしと更新回数を調査しておりました。こちらは利活用ニーズなども踏まえまして、今回

削除したいということで計画されているものです。

次のスライドを御覧ください。次のスライドは、調査票様式の変更です。本調査の調査票様式ですが、Ａ３判の単票形式で調査を現在実施しておりますが、視認性の向上等の観点から、Ａ３判の二つ折り、２枚重ね形式、いわゆる冊子型に調査票様式を見直したいというものです。

変更事項は以上です。次のスライドを御覧ください。最後のスライドですが、前回答申時、令和３年12月における「今後の課題」への対応状況です。前回、課題としては、２点指摘をいただいております。順次御説明をいたします。

まず、フリーランスの的確かつ継続的な集計の実施についてです。前回答申時に、ここにも記載のとおりフリーランスの定義の変更について今後も注視し、的確な集計が継続的に行われるよう対応すること、また、前回調査において、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドラインがあり、その中でのフリーランスの定義を本調査のところでも参考に設定しておりますが、「自身の経験や知識、スキル等を活用して収入を得る者」と、同ガイドラインの中では記載されております。

本調査におきましては、スキル等の活用について特に調査事項を設定していないことから、設定の必要性について検討することの２点について御指摘いただいているところです。

対応状況の方を御覧いただければと思いますが、まず、１点目のフリーランスの把握につきましては、前回と同様の定義により調査を実施集計するとともに、２つ目のポツにありますが、新たな法令の制定を踏まえた集計区分を追加するということを回答でいただいております。

また、スキル等の活用につきましても、こちら記載のとおりですが、前回答申時と同様の整理といたしまして、調査事項としては、引き続き設定は見送るという御回答です。

次に、郵送提出の導入による影響の検証についてです。

前回調査ですが、新型コロナウイルス感染症の流行等から非接触型の郵送による回答を導入しておりますが、その結果として、未記入等の増加が懸念されたことから、記入状況の検証や影響について確認することが必要という御指摘いただいております。

対応状況ですが、令和４年調査におきましては、郵送提出は全体の60％以上を占めていて、市区町村における審査における補筆・訂正率が調査員提出と比較して高い状況となっており、審査負担の増加が確認されております。このため令和９年調査におきましては、オンライン回答を推奨し、オンライン回答が困難である場合は調査員へ提出することを基本とし、主として、期限内に未提出であった世帯への対応として、郵送調査を用いることとしたいという御説明でした。

諮問の概要に関する説明は以上です。御審議のほど何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○津谷委員長　ありがとうございました。本件も人口・社会統計部会に付託し、詳細については、同部会で御審議いただくことといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今の御説明について、御質問や御意見はございませんでしょうか。菅委員、お願いいたします。

○菅委員　これは５ページでしょうか､調査事項の新設の中で､｢副業として雇われている｣という表現があります。副業として働いている事業所ということは分かりますが、副業として雇われるときに、主業として雇われるとか、副業として雇われるということはないと思うので、事業所は場所なので、どちらかというと「副業として働いている」であれば分かるのですが、何となく日本語として見ると少し奇妙な感じがしました。これはどうなのでしょうか。何となくこれだと働くときに主業として雇われるのと副業として雇われるように読めちゃうような感じがしますが、いかがでしょうか。

○津谷委員長　菅委員、確認でございます。御質問は、資料の３－１の５ページにある調査事項の新設の二つ目についてですか。

○菅委員　はい。

○津谷委員長　総務省統計局、もしくは政策統括官室、御回答がございましたらお願いいたします。

○小川総務省統計局労働力人口統計室長　統計局の小川です。どうぞよろしくお願いします。今、いただいた御質問、A14の２の「副業として雇われている」というところですが、下のポツのところに副業が自営業の場合ですとか、１か月未満の期間を定めて雇われている場合は「なし」としますということがあり、こちらを意識して、要は副業ですが、自営業という方は抜くということを分かりやすくしたいということがあり、副業として雇われているというふうに書かせていただいております。

○津谷委員長　菅委員、いかがでございましょうか。

○菅委員　了解いたしました。

○津谷委員長　ありがとうございます。そのほか、御質問や御意見はございませんか。西郷委員、お願いいたします。

○西郷委員　西郷です。御説明どうもありがとうございます。資料３－１の４ページのところになります。下の方、上段と下段の下段の方になりますが､｢外国人の居住する世帯が一定数以上の調査区については、全世帯を対象として選定」するということで、このこと自体は私もそうするのが良いと思いますが、実査の段階で、調査員の負担がかなり大きくなるのではないかと思います。通常だと17世帯ぐらいのところを、数が増えた上に外国人世帯がかなり多く入っているということなので、調査員の方の負担が結構大きくなって、実査が非常にやりにくくなるのではないかという印象を持ちましたが、それに関して、例えば事前に実査がやりにくい調査区が分かるのであれば、その担当の調査員の方の担当調査区数を減らすことなどの対応ができるのであれば良いですが、そうではなく当たったらもう運が悪かったと思って諦めて、その調査区全部担当してくださいという形にしてしまうと、調査員の間での業務負担の公平性が損なわれたと考える人もいるのではないかと思います。その辺の実際のオペレーションについて、何か工夫があるようだったら教えていただきたいというのが質問です。

○津谷委員長　ありがとうございました。統計局、お答えをお願いいたします。

○小川総務省統計局労働力人口統計室長　回答させていただきます。ありがとうございます。今おっしゃっていただいた全数を調査する調査区ですが、かなり時期的には前の段階

で、市町村の方にお示しさせていただこうというように思っております。ざっくりの概数で申し上げると、大体800調査区ぐらいになろうかと思いますが、大体どの市町村もそんなに多く当たるわけではなくて、ごく僅かの調査区が当たるということになります。そうしますと恐らく市町村で、調査にたけた調査員をそこにあてがうというようなこともあるでしょうし、あるいは何らかの外国の方の集住地域であれば、そのようなところに慣れていらっしゃる方や、そういった方を充てていただけるのではないかと思っております。

市町村の事務負担などの観点でいきますと、調査区数はむしろ減る形になりますので、そういった意味では、調査員御自身は世帯数でいきますと大体３調査区ぐらい持つことになりますので、確かに一定程度負担はあるわけです。そういったところは、市町村のサポートの中で御対応いただけるのではないかと思っております。

あと外国人の方々に対するアプローチというところでいきますと、外国語の調査票も御用意させていただきますし、あと現場に行ったときのやり取りが円滑になるように、１枚の紙にいろいろな言語を並べたような応答の紙も御用意して、円滑に進むように工夫したいと考えております。

○津谷委員長　西郷委員、いかがでございましょうか。

○西郷委員　分かりました。ありがとうございます。

○津谷委員長　そのほか、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。

就業構造基本調査は、我が国における就業・不就業の実態を５年に一度、詳細に把握するための重要な基幹統計調査です。先ほど諮問された労働力調査が動態調査であるのに対して、本調査は構造調査であるという関係にあります。

今回の申請において、１世帯当たりの世帯人員の減少を踏まえて、調査対象世帯数の見直しや、近年増加している外国人労働者の実態をより的確に把握するための調査事項の追加などが予定されているとのことです。結果精度への影響などについて、丁寧に確認していただければと思います。

佐藤部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属されている委員の皆様、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員　承知いたしました。

○津谷委員長　それでは、次の議事に移りたいと思います。

諮問第216号「作物統計調査の変更」について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（人口・社会・農林水産統計担当）
次は作物統計調査の諮問について御説明をさせていただきます。

令和８年10月６日付けで、農林水産大臣から申請がありました作物統計調査の変更について御説明をさせていただきます。資料の構成ですが、資料４－１が諮問の概要、資料４－２が諮問文及び申請書類となっております。本日は資料４－１を用いて、概要を御説明させていただければと思います。

それでは、１枚おめくりいただきまして、スライド１を御覧いただければと思います。作物の生産状況に関する統計調査をまとめたものとなります。作物の生産状況に関する統計調査につきましては、農林水産省が毎年実施しております基幹統計調査である作物統計調査に加えまして、一般統計調査として以下に記載の４本の調査を実施しております。これらの調査で数多くの作物の作付面積、収穫量などを定期的に把握している状況となっております。

スライドの２ページを御覧ください。スライドの２ページは、作物統計調査の概要をまとめたものとなります。作物統計調査ですが、大きく分けまして面積調査と作況調査があります。本資料では面積調査、作況調査のそれぞれについて、把握の対象となる作物や調査の実施方法などを整理させていただいております。

加えまして、一番右のところですが、今回の諮問の範囲を記載しております。今回の諮問の対象となりますのは赤色で塗っているところで、耕地面積調査と水稲以外の作物についての作付面積調査及び水稲以外の作物の収穫量調査に係る部分ということになります。

なお、水稲の作付面積調査につきましては、表の下の注２にありますとおり、行政記録情報等を活用した方法に移行しております。また、水稲の予想収穫量調査及び収穫量調査につきましては、来年２月に改めて諮問をすることを予定しております。

スライド１枚おめくりいただければと思います。次のスライドは調査結果の主な利活用状況をまとめたものとなります。本調査ですが、食料・農業・農村基本計画における品目ごとの生産量や作付面積等のＫＰＩの設定や検証など幅広く利活用されております。

次のスライドを御覧いただければと思います。次のスライドは今回予定されている変更内容であり、大きく２点あります。

まず、１点目、耕地面積調査につきまして、実測調査による把握に代えて人工衛星画像等を活用した手法に変更するものです。２点目は、水稲以外の作物に関する調査につきまして、３点の変更を予定しております。詳細は次以降のスライドで御説明をさせていただければと思います。

次のスライドを御覧ください。次のスライドは、主な変更事項の１点目です。耕地面積調査について、人工衛星画像等を活用した事務の効率化を図るというものです。現行の耕地面積調査と見直しについては、次のスライドで説明させていただきますが、今回の変更の趣旨といたしましては、これまで実測調査として実施していたものを母集団情報である農地の区画、後ほど御説明しますが、いわゆる筆ポリゴンにつきまして、毎年情報を更新することで代替可能かどうか、農林水産省の方で検討、検証されていたところ、農地面積の結果と筆ポリゴンの集計面積がおおむね一致したことと、全国の人工衛星画像等が継続的に入手でき、これを基に筆ポリゴンを毎年安定的に更新することが技術的に可能となったことを踏まえまして、令和９年産調査から調査手法を変更するというものです。

御参考までに耕地面積調査結果と筆ポリゴンの集計面積の比較の、全国レベルの数値の比較はここに記載のとおりです。なお、今回の変更に伴いまして、調査計画上は耕地面積調査に係る記述が削除されることが計画されております。

次のスライドを御覧いただければと思います。スライドの６ページですが、調査手法の

変更イメージをまとめたものです。従来は、「現行」に記載されておりますが、これまでは全国に設定いたしました単位区、200メートル四方、北海道は400メートル四方の格子状に区切った単位区を設定しており、単位区に所在する耕地について、筆ポリゴンという図のところの青く塗ってある部分の小さい、細かいものですが、この単位で情報を蓄積しておりまして、母集団情報などもこれを用いて整備しておりました。

そして、②のところですが、現在は２万9,000単位区を標本として抽出いたしまして、職員、調査員が実測により調査を実施しております。その結果、③のとおり、母集団情報（筆ポリゴン）が、実測した調査の結果からどれぐらい変化しているかという変化率を求め、最終的な耕地面積を算出しております。

今回の変更ですが、「変更案」に記載のとおりであり、全国全ての土地について、毎年３月31日時点の人工衛星画像等を収集いたしまして、ＡＩによって変化状況を解析することにより、筆ポリゴンを最新の状態に更新するものです。なお、人工衛星画像等による確認が難しい部分については、行政記録情報の活用や現地確認により情報を補完することとしております。その結果を踏まえまして、従来どおりの集計項目を取りまとめ、結果を公表することを計画しております。

次のスライドを御覧ください。次のスライドは筆ポリゴンについて説明した資料となります。筆ポリゴンとは、ここに記載のとおり人工衛星画像等を基に、個々の農地ごとの位置や形状等をデジタル化した情報です。こちらにつきましては、２番目の丸に記載のとおり、広くオープンデータとして提供されておりますが、全国の範囲で毎年同一時点での更新ができていなかったという課題がありました。これについて毎年全国の範囲で安定的に情報を更新することが可能となったということで、今回の変更申請に至ったものと伺っております。

次のスライドを御覧ください。次のスライドは、今申し上げた耕地面積調査以外の変更点になります。まず、水稲以外の作物に関する変更事項として３点ありますが、そのうちの１点目、全国調査を周期的に実施する作物に係る全国調査の実施年の見直しについてです。水稲以外の作物の一部につきましては、主産県調査を行いつつ、数年に一度、全国調査を実施しております。調査実施の際、その母集団情報には農林業センサスを利用しております。

令和７年調査からは、全国調査の周期を５年に統一するとともに、令和７年調査と令和８年調査の２つのグループに分けて、それぞれ全国調査を実施しております。これにつきましては、令和７年調査については、直近の2025年農林業センサスの母集団情報がまだ整備されていないということもあり、一つ前の2020年農林業センサスの情報を使用せざるを得ない状況でした。このため、前回答申時に全国調査の実施年を検討するよう、今後の課題が付された経緯があります。

今回、当該指摘を踏まえまして、最新の農林業センサスによる母集団情報を利用することが可能となるよう、全国調査の実施年を見直すということで変更申請が行われております。

次のスライドを御覧ください。次のスライドは、行政記録情報等の活用による調査の一

部代替です。茶と花きの２つありますが、まず、茶につきましては、２つ目の四角にありますとおり、鹿児島県の区域につきまして、同県が公表する資料を用いることで、代替が可能であることが確認できたということで、当該区域については、調査を行わないということで見直しを行うものです。

もう一つの花きの方につきましては、長野県の区域において、行政記録情報等により代替することが可能となったということで、当該情報を活用することで報告者数を削減するというものです。茶と花きの報告者数の変動につきましては、資料下部のとおりです。

スライド10ページを御覧ください。次のスライドですが、花きにつきまして、現在２段階で公表しているものを一本化するものです。花きの作付面積調査・収穫量調査の結果につきましては、これまで、概要と詳細の２段階で公表しておりました。しかしながら、現行の概要と詳細で公表内容や数値にほぼ違いがないということもあり、今回、調査実施の翌年６月下旬、現在は概要として公表している時点に公表を一本化するという計画です。

次のスライドを御覧いただければと思います。最後ですが、過去の答申における今後の課題への対応状況をまとめたものです。

まず、（１）は、先ほど御説明いたしました水稲以外の作物に係る全国調査の実施面に係る課題です。こちらは先ほど申し上げたとおり、今回見直しを行う計画です。

２点目は、水稲に係る課題で作付面積に係る行政記録情報等の変化への対応と、作況単収指数の妥当性の検証結果の２点を課題としております。こちらはいずれも水稲に係る課題のため、来年２月に予定されております２回目の諮問時に、改めてその対応状況を確認する予定としております。

諮問の概要の説明は以上です。御審議のほど何とぞよろしくお願いいたします。

○津谷委員長　ありがとうございました。

本件は産業統計部会に付託し、詳細については、同部会で御審議いただくことといたします。それでは、ただ今の御説明について、御質問や御意見はございませんでしょうか。福田委員、お手が挙がっております。お願いいたします。

○福田委員　１点質問と２点目は若干の要望的なものです。１点目は人工衛星画像を使いたい、使うということで私も非常に良いことではないかとは思います。ただ、６ページ目の変更案のところに、確認が難しい部分については行政情報等を活用するとありますが、難しい部分というのは具体的にはどういう部分でしょうか。人工衛星画像でも精度が高いところと低いところが出てきそうですが、精度が低い部分のことを難しい部分と言っているのか、それとも何かほかの理由で難しいと言っているのか、その辺りが少し分からなかったので、教えていただければというのが第１点です。これは質問です。

それからもう一つは、今回の諮問と直接は関係ないことなのかもしれませんが、気候変動が一気に起こっていて、作物のできるところとできないところに変化が生じています。昔は全然できなかったところで急に作物ができるようになって、今まで穫れていたところで、急速に作物が穫れなくなってきています。例えば北海道はもともとあまり稲作には適してなかったところでしたが、近年、かなり稲作ができるようになってきて、かつ、水田ではなくて十勝地方などは陸稲でかなり大規模にやっていたりします。そういった大きな

変化が最近かなり大々的に気候変動が原因で起こって、農業の在り方もいろいろと変わっています。そういう問題意識を持って、今回の見直しが特にどうこうということではありませんが、今後もこの統計の作成に臨んでいただきたいと、こちらは要望の方です。主としてお答えいただきたいのが第１点になります。よろしくお願いします。

○津谷委員長　ありがとうございました。最初が御質問、そして２点目は御要望、コメントということでございます。農林水産省から、お答えをお願いいたします。

○内田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長　農林水産省の生産流通消費統計課長の内田と申します。御質問ありがとうございます。

６ページ目の人工衛星画像等による確認が難しい部分についての御質問ですが、今回変更案ということで、新しい仕組みでやろうとしておりますのは、筆ポリゴンという人工衛星画像を基にした、情報を基にして、ＡＩによって農地の転用や、あるいは耕作放棄、荒廃農地と呼んでおりますが、そういった状態になったものについて、いわゆる農地の形状が変化したものについて、ＡＩで判定をして、その情報を基に人工衛星画像を目視、人が目で見て、実際に転用しているかあるいは荒廃農地になっているかということの確認をします。

人が目視で見てその判定が難しい場合は、実際に現地に行って確認する、あるいは行政記録情報ということで、荒廃農地になっているところがどこなのかという情報もありますので、そこと照らし合わせて確認するという趣旨で記載しております。

○津谷委員長　２点目について、何かレスポンスはございませんか。近年進行する気候変動の農業への影響に留意して統計作成に臨んでもらいたいという御要望です。

○内田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長　ありがとうございます。気候変動によって生産できるような作物とか､その辺りの状況が変わっているというお話ですが、昨年水稲について諮問させていただいて、答申いただきましたが、その中でもこれまで作況指数を出しておりましたが、それは過去30年の収量のトレンドを基に、比較したデータということで出しておりました。今お話ありましたように特に北海道とか、日本で、気象変動によって高温状況になって収量が急に増えているということで、そこの実態が合わなくなってきたというところで、作況指数を見直して、新しい手法を作るということでお認めいただきましたが、そういった形で気象変動によっていろいろ生産条件が変わって、穫れる状況などというものも変わっておりますので、それに合うような形で私ども統計も必要があれば随時見直しの検討を進めているといった状況です。

○津谷委員長　福田委員、よろしいでしょうか。

○福田委員　後者は是非やっていただきたいということ、前者の判断が何となく主観的な感じがしました。担当者が見て難しいと思ったらやるし、難しくないと思ったらやらないみたいに思います。マニュアルみたいものがあってこういう場合には使い、こういう場合には使わないような担当者の主観ではなく、今の御説明だと、何となく担当者の主観で、これは分からないから使いましょう、これが分かる行政情報はいいやみたいな感じではなくて、客観的にこういう状況だと使って、こういう状況だと使わないみたいな、マニュアルに基づいてやっていただくのが大事かと思います。実際、やられているのかもしれませ

んが、今の御説明だけだとそういう印象を受けました。よろしくお願いします。

○津谷委員長　政策統括官室、お願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（人口・社会・農林水産統計担当）

福田先生、御指摘いただきありがとうございました。

今の点につきましては、部会でも、どういった形で実際の事務を行われるのかというのは、確認させていただきたいと事務局としても考えております。その辺りの内容を整理させていただいて、また、御報告をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○福田委員　よろしくお願いします。それで結構だと思います。

○津谷委員長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そのほか、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。

この作物統計調査は、国内における耕地及び主な作物の生産実態を明らかにする重要な基幹統計調査です。

本調査については、ここ数年、主に調査の効率化という観点から、順次変更がなされておりますが、今回の変更申請では、まず第１点として、耕地面積調査を、人工衛星画像等を活用した手法へと変更・転換すること。２点目として、作付面積や収穫量の調査の一部において、地方公共団体の保有する情報を活用することなどが計画されております。

リソースとマンパワーが限られている中で、新たな技術や既存の情報を積極的に活用し、調査の効率化を図りつつ、必要とされるデータの把握・提供を着実に継続していくことは大変重要であると思います。よろしくお願いいたします。

西郷部会長をはじめ、産業統計部会に所属されている委員の皆様、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

部会の審議状況について、４件の報告が予定されております。

まず、人口・社会統計部会における学校基本調査の審議状況について、佐藤部会長から御報告をお願いいたします。

○佐藤委員　人口・社会統計部会より報告申し上げます。学校基本調査の変更に関する部会での審議状況です。

本件につきましては、９月の統計委員会で諮問された後、１回目の部会を10月５日に開催いたしました。資料５を御覧ください。

今回申請された変更内容は、資料の項目欄に列挙しておりますとおり、１の調査事項の変更と２の集計事項の変更の２点となっております。１回目の部会では、これらの変更事項について一通りの審議を行いました。

それでは、審議結果を順に御報告いたします。項目１の調査事項の変更につきましては、変更内容として大きく７点あります。まず、１の「①内訳項目における特別支援学校卒業者の取扱いの明確化」についてです。こちらは、特別支援学校の卒業者が当該内訳項目に含まれることを調査票上、明確化し、適切な把握に資するものであり、適当と整理しまし

た。

続きまして、１の「②入学者の内訳に係る調査事項の一部削除」についてです。こちらも先ほどと同様、高等学校と各種学校の入学者の内訳に関する一部の調査事項について、特別支援学校卒業者の扱いが明確ではないとの課題があったものですが、文部科学省において継続して調査する必要があるかどうか再検討した結果、削除したいとするものです。

なお、文部科学省が今回の申請に当たって、改めて、結果の利活用状況を確認したところ、当該項目は、これまで結果数値が公表されていなかったことが明らかとなりました。これにつきまして、委員からは、これまで公表されていなかった事項も調査により得られた情報であり、過去分について公表すべきではないかといった意見がありました。このため、こちらについては、第２回部会で改めて審議することといたしました。

続きまして、１の「③学校教育法等の改正を踏まえた「主務教諭」等に係る調査事項の追加」についてです。こちらは、学校教育法等の改正により新設された職について、既存の役職と並んで実態把握しようとするものであり、適当と整理しました。

続きまして、１の「④リスキリング及びリカレント教育施策の推進・効果検証のための調査事項の追加」についてです。こちらは大学や短期大学等の調査票において、学生の数の内数として、社会人の数を新たに把握することを計画しているものです。こちらにつきましては、政策上の必要性は理解するものの、報告者から正確な回答を得られるのか等について、委員から御指摘をいただきました。このため、調査実施者において再整理の上、次回の部会で審議いただくこととなりました。なお、委員からは、「社会人」の定義に該当する者は多様であり、政策目標で必要とされているデータが得られるのか。また、社会人入試など、社会人に関する個別の制度が設けられていることの多い大学院と異なり、学部の学生が社会人に該当するのか。大学の事務局は把握できるのかといった意見がありました。

続きまして、１の「⑤専修学校における外国人学生等及び卒業学校種の把握」についてです。こちらは、学校教育法等の改正に係る国会での附帯決議を受けて、専修学校等における外国人学生等の受入れ実態を把握するものであり、適当と整理いたしました。

続いて、１の「⑥卒業後の状況に関する把握内容の見直し」です。本調査では、これまで卒業後の進路が明確になっていない者を「左記以外の者」という区分で把握しておりますが、これを「進学準備中の者」、「就職準備中の者」、「進路未決定者」及び「その他」の４区分に細分化すること等を計画しております。これについては、変更内容の妥当性や回答可能性等に関する指摘が委員から多くありました。このため、調査実施者において再整理した上で、次回部会で再度審議いただくこととなりました。なお、委員からは、報告者である学校がどの程度の情報を有するかによって、回答が大きく変動するおそれがあるのではないか。各区分は、本人の意思や取り巻く状況により、相互に流動的なものであるため、特定が難しいのではないかといった意見がありました。

裏のページ、２ページに移っていただきまして、１の「⑦他の統計で把握している内容についての削除」です。こちらは他調査の代替に伴う統計利用上の支障について、利用者の視点を踏まえた説明も必要ではないかのないかとの御指摘が委員からありました。この

ため、次回部会で再度審議いただくこととなりました。なお、委員からは、他の既存統計や行政記録情報等を使って、調査事項を簡素化できるところはないのかといった意見がありました。

続いて、項目２の集計事項の変更です。変更内容としては、大きく２点あります。まず、２の「①令和８年度確報のみの暫定的取扱い（一般統計調査結果の活用による上記１①との接続性の確保）」です。先ほど御報告した変更内容１の「①内訳項目における特別支援学校卒業者の取扱いの明確化」につきましては、令和９年度調査から対応する計画ですが、令和８年度は別途、一般統計調査で実績を把握しております。このため、令和８年度の確報においては、一般統計調査の結果を活用して集計する旨を集計事項一覧に注記することを計画しているものです。こちらについては、集計事項のどの部分において暫定的な取扱いを行うのかについて再整理が必要となったことから、次回部会で再度審議いただくことになりました。

最後に、２の「②上記１の調査事項の変更を踏まえた集計事項の見直し（令和９年度から実施）」についてです。こちらは調査事項の変更に伴う見直しであり、適当と整理しました。

以上が１回目の部会の審議状況です。次回の部会では、再整理が必要となった事項について審議を行いますとともに、１回目の部会で結論が得られた部分を中心に、答申案についても審議を進める予定です。

私からの説明は以上です。

○津谷委員長　佐藤部会長、ありがとうございました。それでは、ただ今の御報告について、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。

ただ今御報告をいただいたとおり、１回目の部会において、諮問事項について一通りの審議を終えられたということです。ただ、一部の変更内容について、正確な実態把握の観点から、様々な御指摘が委員よりあったと認識しております。

本調査は、あらゆる学校種に対して、非常に詳細な回答を求める調査であると承知しておりますが、調査事項の追加や詳細化については、報告者における記入の可能性や報告者負担のほか、利活用のニーズに沿ったデータが得られるのかといったことについて、慎重な準備や検討が必要だと考えます。

次回の部会では、再整理が必要とされた事項の審議とともに、既に結論が得られた事項を中心に、答申案の審議を行う予定とのことです。

佐藤部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属されている委員の皆様におかれましては、引き続き部会での御審議をよろしくお願いいたします。

それでは、次の部会審議状況の報告に移りたいと思います。

人口・社会統計部会における船員労働統計調査に関する審議状況について、引き続き佐藤部会長より、御報告をお願いいたします。

○佐藤委員　佐藤です。

それでは、船員労働統計調査の変更に関する部会での審議状況について報告いたします。

本件につきましては、先月の統計委員会で諮問された後、人口・社会統計部会において、10月１日に審議を行っております。

それでは、資料６を御覧ください。まず、１　今回申請された変更についての（１）調査事項、集計事項等の変更でございます。これについては、「６月に支払われた特別な報酬」を昨年１年分の報酬額に変更することに伴う、回答可能性、報告者負担、利活用への影響等を中心に審議を行いました。

その結果、変更内容については、肯定的な意見がありましたが、調査結果の接続性等への影響に関して、先行して同様の変更を行った第１号調査の変更前後のデータ等について、改めて確認することを求める御意見が委員からありました。そのことから、第２回部会において引き続き審議を行うこととなりました。

委員から具体的には、「調査内容が変われば、ある程度接続性が失われると考えるのが通常である。また、利用者に対する丁寧な周知が必要である。」「１年間に広げるのは非常に良いこと。６月単月と１年間でどの程度金額が変わるか、利用者が参照できるような基準となる数値を示してほしい。」「変更の周知に当たっては、単なる項目変更ではなく、陸上労働者との比較可能性等を視野に年間の賞与等を把握する。」という変更の意図を明示すべき」との御意見がありました。

次に、（２）調査系統・方法の変更です。まず、アですが、地方運輸局等・運輸支局・海事事務所が担っていた業務のうち、調査票配布、回収・督促、審査・疑義照会、内容検査・データ入力を、国土交通省本省及び民間事業者が実施するよう変更するものです。

これについては回収率への影響、公表時期への影響、国土交通省本省における実施体制等を中心に審議しました。その結果、今回の変更は、地方運輸局等の業務効率化に関する組織的課題への対応であり、変更の方向性自体は了承と整理しております。なお、委員からは、「民間委託に向けた入札時期をスケジュールに明記すべき。」「一般競争入札においても、民間事業者の技術力・提案内容も評価し、調査の質が担保できる工夫をすべき。」との御意見がありました。

次にイについてです。これは漁業協同組合と関係団体を経由した方が、調査を効率的に実施できると判断した場合に、そのように経由できる旨を調査計画に明記するものです。

これについては、関係団体が実施する業務の内容、調査票情報の適切な管理等を中心に審議いたしました。その結果、これまでも関係団体内で行われていた業務を明確化するものであり、関係団体には実務協力依頼文書を発出し、調査票情報の管理徹底や調査対象者ごとの封筒の用意により適正な管理を行うことを確認していることから、適当と整理しております。

続きまして、（３）調査の実施期間の変更です。これは令和６年能登半島地震の影響があった市町について、漁船調査、こちらは、第２号調査ですが、実施期間を後ろ倒ししていたものを、元の調査の実施期間に戻すものです。これについては、特別な対応を元に戻すものであり、適当と整理しております。

次に、（４）調査票配布数決定方法の変更についてです。これは、指定船舶調査（第１号調査）において、層区分別に調査票配布数を決定する際、目標精度（用途別トン数階級別

５％）を達成していない層区分については、新たな母集団調査に基づく必要数と前回標本設計時の必要数とを比較し、いずれか大きい方を採用する作業を追加するものです。

これにつきまして、今回示された変更案は、より精度の高い統計の作成に向けた、まず最初に行う試みといった暫定的な位置付けであり、次回調査実施後、改めて評価見直しを行う旨を確認いたしました。委員からは達成精度に加え、回収実績等のデータの提示を求める意見があり、第２回部会において改めて審議することとなりました。

続きまして、裏面２ページ目の２　統計委員会諮問第146号の答申における「今後の課題」及び公的統計の基本的な整備に関する計画への対応状況についてです。これについて、第１回部会においては、調査実施者から母集団調査の目的変更、年収調査の内容、基幹統計調査化の見通し等の説明を受けたところであり、各論点についての説明・審議は第２回部会において行うこととなりました。なお、各論点の審議に先立って行われた調査実施者からの説明に対し、委員からは、「従来、一般統計調査として実施してきた母集団調査の在り方の改善として評価できる。」「調査を変更する機会に、例えば家族構成等も把握できる調査になるとよい。」「現行の母集団調査と実施を検討している年収調査との違いを明確に示してほしい。」との御意見がありました。これらの御意見も踏まえ、第２回部会において各論点に沿って審議を行う予定です。

続きまして、（２）についてです。本課題への対応につきましては、前記１の（１）と併せて、引き続き審議することとなりました。

第１回の部会における審議内容の御報告は以上です。第２回の部会では、調査実施者からの追加説明や、前回答申における今後の課題への対応状況などについて審議を行う予定です。

私からの説明は以上です。

○津谷委員長　佐藤部会長、ありがとうございました。それでは、ただ今の御報告について、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。

今回の船員労働統計調査の変更は、特殊船調査における賞与等の特別な報酬の把握期間を１か月から１年間に見直すほか、地方運輸局等の業務負担の軽減に向けた調査系統・調査方法の変更などを計画するものです。また、部会では、前回答申で示された「今後の課題」への対応状況についても、併せて審議が行われております。

第１回部会では、変更の方向性について、委員の皆様からおおむね前向きな御意見が示されたと理解いたしました。

特に、賞与等の特別な報酬については、６月単月では実態を十分に把握できないことから、前回答申の「今後の課題」への対応として、把握期間を１年間に広げることとされており、これは意義のある変更であると思います。

一方で、調査内容が変わると、過去の調査結果との比較可能性について、一定の影響が生じると考えられます。変更の意図や目的と併せて、利用者に分かりやすくこの変更が伝わるよう、周知の在り方も含めて、引き続き充実した御議論をお願いしたいと思います。

次回以降の部会では、母集団調査を年収調査へと見直す方向性など、本調査の将来の在

り方にも関わる論点について、御審議いただくと伺っております。船員の労働実態をより的確に捉える統計となるよう、充実した御議論を期待しております。

佐藤部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属されている委員の皆様におかれましては、引き続き御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の部会審議状況の報告に移りたいと思います。

産業統計部会におけるガス事業生産動態統計調査の審議状況について、西郷部会長から御報告をお願いいたします。

○西郷委員　西郷です。それでは、報告をさせていただきます。

資料は、資料７になりますので、御覧ください。資料７の欄外のところに書いてありますが、本件、ガス事業生産動態統計調査の変更についての審議につきましては、第１回の部会が10月２日に開催されまして、もともと審議すべき項目が少なかったこともあって、第１回の部会で大体実質的な審議は終えて、第２回は書面審議によって、答申案についてお諮りする形を予定しております。

それでは、部会の内容について報告させていただきますが、資料７、全体の構成が項目２つに分かれておりまして、最初の項目が今回申請された変更について、２番目が、いわゆる前回の答申のときに出されている「今後の課題」への対応状況で、２つに分けて報告をさせていただきます。

まず、１番目の今回の諮問の変更の内容は何なのかについてですが、これについては一度統計委員会、こちらの統計委員会でも御説明がありましたが、内容としては、第７次エネルギー基本計画等で次世代のエネルギーの活用が掲げられて、それに併せて、従来「その他」に一緒に分類されていた項目の中から、「合成メタン」と、それから「バイオガス」及び「水素」は特出しというか、そこだけ特別に回答させるように抜き書きするようになって、それ以外のものをその他で回答することになりました。

それが変更の内容ですが、これに関しまして部会で審議をした結果、資料７に書いてありますとおり、適当と整理をしております。なぜ適当と整理したかというと、そもそも、変更の内容が施策の変更に沿っての変更であることが一つと、それから、変更の内容に回答が十分可能であることが確認できたというこの２つの理由から､適当と整理しています。ただ今回、かなり回答欄が増える形、イメージとしては、今までよりも倍ぐらいの回答欄が増えることになり、恐らくは取引がない、実績が全然ない部分がかなり多くなることが予想されます。

そのことから、例えば無回答の部分と実績なしが区別できるような、実査上の工夫をしてくださいなどの注文が委員から出されました。それが委員等からの主な意見に書いてありますが、そういったところを注意した上で、今回の変更は適当と部会では結論いたしました。それが項目１の結論です。

次に、項目２は、前回の答申のときのいわゆる宿題と俗に言われている部分ですが、その宿題の内容は何であったかというと、調定数、これはガスの供給量に対応する用語ですが、その調定数を都道府県別に把握することについて検討してくださいということが前回の答申における、いわゆる宿題であったわけです。

今回、その宿題がどのように対応されたかですが、結論から言うと、都道府県別の表章は特にしない形になりました。その回答が対応として適当であると部会では結論しております。

なぜ、そのような結論に至ったのかですが、まずは、統計を作成する観点から考えると、このガスの供給は、行政区というよりはガス管に依存して、どこにどれぐらいのガスが供給されるのかが決まっているので、それを行政区に区切って集計することになると、回答者は、すごく大きな負担を負って、行政区ごとにそのガスの調定数ないしは供給量を把握しなければいけなくなる、それは技術的に不可能ではありませんが、かなり手間とコストがかかることが一方であって、もう一つは都道府県別の表章のニーズがそれほど多くはないということです。

平成28年だったか、前回の答申が出されたときには、ガス事業が自由化された直後ぐらいだったので、そういうニーズもあるのではないかということから、そのような答申、今後の課題が課されたわけですが、その後、業界団体に関しても施策部局に関しても、都道府県別にそれを表章することへのニーズが、あまりなかったことが明らかになったということであります。

このような２つの状況が、少なくても今後はしばらく変わらないのではないかということが部会全体での判断で、そのことから、前回の答申における今後の課題への対応はされ、検討されて、対応もきちんとされたことから適当と整理をいたしました。

以上が第１回の部会の審議内容の要約ですが、追加的な説明の要求は特にございませんでしたし、新しい課題の今後の課題も追加されなかったことから、審議としては、実質上そこでおしまいにして、第２回以降の部会については、書面審議で答申案を確認する形で進めようと思っております。

以上が部会に関する報告です。

○津谷委員長　西郷部会長、ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告について、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。

部会審議を通して、今回諮問された変更事項等については、一通り審議を終えられ、いずれについても適当と整理されたと理解いたしました。

従来「その他」に含まれていた「合成メタン」、「バイオガス」及び「水素」といった次世代エネルギーを、新たにくくり出して個別に把握することは、第７次エネルギー基本計画における次世代エネルギーの活用推進という政策課題に沿うものであり、重要な取組であると思います。

なお、審議の中で、実績のない項目と無回答との区別や、報告者が少ない場合の公表の在り方などについて、留意を求める御意見が委員から出されたということでした。

経済産業省におかれましては、調査票の記入や公表の在り方について、引き続き丁寧に御対応いただければと思います。

今後は、答申案を作成し、それを書面にて審議される予定と伺いました。西郷部会長を

はじめ、産業統計部会に所属されている委員の皆様におかれましては、引き続き御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは次に、統計基準部会における日本標準職業分類の審議状況について、會田部会長から御報告をお願いいたします。

○會田委員　會田でございます。10月２日に行われました第21回統計基準部会の審議状況を御報告いたします。これは９月の統計委員会で諮問されました日本標準職業分類の変更の第１回目の審議です。資料８の方を適宜御覧いただきたいと思います。

まず、１ページ目を御覧ください。第21回基準部会での議論では、職業分類の一般原則の見直しにつきまして、方向性として異論は出ませんでしたが、委員からは、報酬が発生しない職務についても、職業分類を適用することが可能となること。職業分類の適用方法に教育や訓練､研修の必要性といったスキルレベルの観点が取り入れられているかどうか。それから、新大分類Ａ「管理的職業従事者」の就業者が近年減少していることについて質問が出ております。

続きまして、２ページを御覧ください。分類項目の見直しにつきまして、現行の大分類Ｂ「専門的・技術的職業従事者」を４つの大分類に分割するという改定の方向性は、おおむね御賛同いただけましたが、委員からは、新大分類「法務・経営・教育等専門職業従事者」の項目名称につきまして、一般のユーザーは、項目名称の最初に出てくる法務が当該集団の代表であるかのような印象を受け、教育よりも法務の方が就業者の多い集団だと誤解するおそれがあることから、項目名称の見直しが必要ではないかといったことや、新大分類Ｂ「研究者､技術者」の特徴につきまして､「科学的な知識」と強調されておりますが、人文・社会科学の分野の研究者が含まれないと誤解される懸念があることから、説明ぶりを見直すべきではないかといった意見が出ております。

続きまして、３ページから４ページを御覧いただきたいと思います。個別の分類項目の新設、名称変更につきまして、特段の異論はありませんでしたが、新規立項予定の「愛玩動物看護師」につきまして、新中分類の「保健指導・看護従事者」に属する小分類のうち、小分類の「保健師」から「歯科衛生士」までが人間を対象とするものであるのに対して、「愛玩動物看護師」は動物を対象とするものであり、これらと同じ中分類にすることに違和感があるといった御意見が複数の意見から出ております。

また、その他の個々の分類項目の説明ぶりにつきましても、一般ユーザーが誤解することのないよう、分かりやすく適切な内容に改めた方が良いのではないかといった趣旨の意見をいただいております。

なお、次回の統計基準部会では、第21回統計基準部会で審議に至らなかった小分類の統廃合につきまして、改めて委員の御意見を伺うとともに、これら委員からの御意見を踏まえた上で、どのように改定案の見直しを行うかを審議いたしまして、答申案の骨子につきましても、検討を進めていきたいと考えております。

私からの報告は以上です。

○津谷委員長　會田部会長、ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告について、御質問や御意見はございませんでしょうか。大変

詳細かつ膨大な量の分類だと思います。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。

第21回統計基準部会において、分類項目の新設案など、日本標準職業分類の改定の方向性については、おおむね委員より御賛同をいただけたと理解しております。ただ、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中で、それらの変化を統計調査によって的確に捉える必要があり、統計基準はその基盤となり得るものであると思います。日本標準職業分類が統計利用者のニーズに配慮した分かりやすい分類となるよう、會田部会長をはじめ、統計基準部会に所属されている委員の皆様におかれましては、引き続き部会での御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

各府省の統計調査における令和８年熊本地震による災害への対応についてです。本年７月に発生した熊本地震によって被災され、また、現在も避難生活を余儀なくされている方々に、心よりお見舞いを申し上げます。そして、お亡くなりになった方々に対しては、改めて哀悼の意を表させていただきたいと思います。

このたびの地震による災害は、統計調査の実施にも大きな影響があったところ、総務省政策統括官室が、各府省の対応状況について取りまとめられたと伺っております。これについて、御報告をお願いしたいと思います。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）統計企画管理官　総務省政策統括官室です。資料９を御覧いただければと思います。

今、委員長からもありましたが、今般の令和８年熊本地震は、非常に大きな被害が出ており、統計調査の実施にも影響が出ております。このような災害が起こったときに統計調査をどう実施して、あるいはどう結果を出していくか、毎回検討しておりますが、私どもから各府省に対しまして、今回、令和８年８月７日に、令和８年熊本地震の特定非常災害の指定を受け、基幹統計調査の報告義務の免責、承認手続の弾力的運用、統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項について、周知させていただいております。

なお、従前の令和６年の能登半島地震あるいは令和元年の台風の被害等々、過去の特定非常災害においても同様の対応を実施させていただいております。そういった私どもの対応の中で、令和８年７月28日から令和８年11月27日までの間に調査期間が設定されている統計調査のうち、今般の令和８年熊本地震による災害を受けて措置を行った、あるいは予定も含みますが、本年９月末時点で、各府省に確認させていただきました。

その結果、90統計調査につきまして、うち23の基幹統計調査がありますが、督促・照会の中止等の対応をしているという報告をいただいております。詳細は資料の表を付けさせていただいておりまして、こちらの御報告をさせていただければと思います。

以上です。

○津谷委員長　ありがとうございました。

今回は御報告ということですが、まだ若干時間に余裕がございます。委員の皆様からコメントなどございましたら、お伺いしたいと思います。

本地震は、７月末の大変な酷暑の中で起こった災害であり、住民の皆様の生活全般に深

刻な影響がありました。政府の統計調査についても、ここに示されたように、丁寧かつ具体的な措置が取られております。よろしいでしょうか。

それでは、私から一言申し上げたいと思います。

統計委員会としては、このような大規模な自然災害が発生した際には、今回のように現実を踏まえた対応をすることが重要であると考えます。これは、政府統計の質にも影響する重要な事柄です。各府省の統計幹事、そして統計担当部局の皆様におかれましても、鋭意、適切に御対応いただくようお願いしたいと思います。

それでは、本日最後の議事に移ります。

今般、マスメディア、マスコミなどでも報道されている、令和７年国勢調査結果の集計・公表について、総務省統計局から御報告をお願いいたします。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課長　総務省統計局の田村と申します。私からは、令和７年国勢調査結果の集計・公表について、御報告差し上げたいと思います。

資料10を御覧ください。まず、令和７年国勢調査の公表結果について、御報告させていただきます。スライド番号の２ページ目を御覧ください。

表題にありますとおり、令和７年国勢調査の人口等基本集計結果を、去る９月29日に公表させていただきました。そのポイントにつきまして、左上の四角囲みのところに書かせていただいてございます。

まず、2025年10月１日現在の人口は１億2,297万3,000人であり、５年前の調査である2020年と比べると317万4,000人、率にすると2.5％減という状況になっており、この減少幅が拡大しているという状況です。詳細は、右側の図１を御覧ください。

さらに、２つ目の丸ですが、総人口に占める65歳以上人口の割合が29.4％と過去最高であり、これに対して15歳未満人口につきましては、10.9％と過去最低です。図２のオレンジ色の線が65歳以上人口であり、黄緑色の線が15歳未満の人口の割合です。

もう１点、３つ目の丸ですが、外国人人口が384万人ということで、2020年から39.8％の増加となっております。グラフについては図３を御覧ください。図１と比較していただけると明確かと思います。この図２と図３のところにつきましては、速報値では分からなかった部分ですが、今回公表した確報値で分かるような部分になっております。今お話しした図２と図３の下のところに注釈があり、2015年以降は不詳補完値によるということを書かせていただいています。この不詳補完値について簡単に御紹介させていただきますと、次の３スライド目です。

今お話ししたようなものも含めて、令和７年国勢調査の確報集計の全集計区分においては、原数値に加えまして、ＣＡＮＣＥＩＳによる不詳補完値を参考表として公表しております。つまり、原数値と不詳補完値を両方併存して公表しております。

このＣＡＮＣＥＩＳにつきましては、下の※に書いてありますとおり、カナダ統計局が開発したソフトウエアであり、各国の人口センサスでも使われております。資料には記載してありませんが、これまでの不祥補完値、あん分等による不詳補完値とは違って、個票データ、いわゆる調査票情報の方から修正をして補完していくというような方法です。

このような形で不詳補完値を参考表として公表しておりますが、それに加えて、令和２

年国勢調査結果のうち、主要な集計区分においても、今回ＣＡＮＣＥＩＳによる不詳補完値を遡及集計結果として公表させていただきました。

２つ目の丸を御覧いただきますと、９月29日に、先ほどお話しした人口等基本集計も公表させていただいたのですが、公表データではなくて公表冊子、ＰＤＦファイルになっていたりするものについては、原数値ではなくて、ＣＡＮＣＥＩＳによる不詳補完値を使わせていただいております。

その際、増減数ですとか増減率ですとか、そういったものにつきましては比較ができるように、同一の補完方法による不詳補完値または原数値同士、つまり同じもの、同じような補完をした場合、してない場合ということで、合わせた上で比較をして算出しているということです。

それを踏まえて、下の方の表にありますが、平成27年、令和２年、それから令和７年の国勢調査で算出した不詳補完値は、そこの表にあります丸のような感じになっており、前回調査とは、同じ方法で比較できるような形で整理させていただいておりますので、御報告させていただきます。

４ページ目は、今後の公表予定です。グレイアウトしたところが既に公表した部分であり、赤枠で囲っている部分が今後の公表予定です。先ほど申し上げたＣＡＮＣＥＩＳのところで、主要な集計区分をどういったところでやっているかにつきましては、下の方にあります注２を後ほど御覧いただければと思います。

めくっていただきまして、もう１件、別のお話ですが、今回の令和７年国勢調査について、富山市における不適切な事案がありましたので、簡単に御報告させていただきます。

めくっていただきまして、６ページ目です。富山市職員による不適切な事案があったので、それについてここに書かせていただいたような対応させていただきました。

まず、１つ目の丸が、具体的に何が起きたかということです。富山市の国勢調査員等が作成をした上で、市に提出する調査世帯一覧があります。調査区の中にどういった世帯がいるかという名簿ですが、それの一部に対して、国勢調査員が現地調査をして、そこに居住実態がないということで抹消した世帯を特段の根拠なく富山市の職員が存在するものとして取り扱う、あるいはその調査世帯一覧の末尾に、居住実態がない世帯を追加するというようなことをやった上で、このような世帯の調査票を作成して、富山市の人口の水増しをしたというような疑いがあります。

２つ目の丸ですが、このような水増しが行われましたが、先ほど御説明した９月29日に公表した結果については、そういった水増し分を修正して公表しているというところについて、皆様方へしっかり御報告させていただければと思います。そのため、国勢調査の結果の利用については、影響はございません。

「※」に書かせていただきましたが、９月29日に公表したとおり、やはり事態が事態ということもありますので、統計法第60条第２号の違反の疑いによって、富山市職員を氏名不詳の形で富山県警察本部に告発させていただいたということです。若干、記者会見のときにも聞かれましたが、今回総務省が統計法違反の疑いで告発したというのは、今回が初めてです。

こうした事態を受けて告発をしたということなので、残るはもう捜査に委ねられるということになるわけですが、それとは別に統計の再発防止という観点で、３つ目の丸にありますとおり、同日のうちに、統計局から全都道府県に対して、法令等に基づく適切な調査事務の実施の徹底、それから、研修等の実施あるいは実施体制の確保を依頼する文書を発出した上で、注意喚起をさせていただきました。あわせて、今後、事務要領などの業務マニュアルについて、その徹底状況を確認していくということです。

私からは以上です。

○津谷委員長　ありがとうございました。

ただ今の総務省統計局からの御報告について、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。この件については、既に基本的な説明はさせていただいたと聞き及んでおります。

それでは、私から一言コメントさせていただきます。

まず、今回、ＣＡＮＣＥＩＳによる不詳補完値が提供されるということについては、喜ばしいことであると思います。皆様も御承知のとおり、国勢調査は我が国の最も重要な基幹統計調査であり、その情報の正確性を確保することは、公的統計全体の質の維持・向上のみならず、施策全般、さらには国民生活にとっても大変重要です。そうした観点から、ＣＡＮＣＥＩＳによって個票データの補完が行われ、それが公表されたことは、国勢調査の正確性を高める取組として高く評価されると思います。

次に、富山市の不適切事案について一言申し上げます。

総務省統計局が、富山市職員を統計法違反の疑いで告発するに至ったことは、大変遺憾です。今後、業務マニュアルの徹底状況を確認するという御報告がありました。

総務省統計局におかれましては、次回調査で同じような事案が発生しないよう、しっかりと御対応いただき、改めて統計委員会への御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

そのほか、もし何かコメントなど、ございましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。現在、本件は富山県警への告発がなされた段階にあり、当面、統計委員会としては、静観する、注視して見守るということになるかと思います。

本日用意しました議題は、以上です。

本日の議事録は、委員の皆様に御確認いただいた上で、統計委員会運営規則第５条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開するという形に変えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長　本日の御審議、誠にありがとうございました。

次回の委員会につきましては、日時未定でございますので、調整中でございますので、また、別途御連絡を申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○津谷委員長　それでは、以上をもちまして、第234回統計委員会を終了いたします。本日は、長い間ありがとうございました。